

国際教養大学における公的研究費の不正防止計画

2015年3月

公立大学法人国際教養大学（以下「本学」という。）では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）を踏まえ、本学における公的研究費の不正使用を防止することを目的とし、以下のとおり「国際教養大学における公的研究費の不正防止計画」を定めることとする。

なお、本計画は、計画実施の進捗状況等を検証しながら随時見直しを図るものとする。

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	防止計画
責任体系、権限が十分周知されていない	国際教養大学公的研究費の執行・管理規程にある運営・管理体制をホームページ上で明らかにして責任体系を周知する。 出張承認権者である各課程長には、承認時のチェックポイントをまとめて配布するほか、必要に応じて個別に説明を行い、適正な承認が行われるようにする。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	防止計画
公的研究費に対する規範意識が低い	毎年コンプライアンス教育を実施し、研究者に不正使用が及ぼす影響や学内ルール等を理解させるとともに、誓約書を提出した研究者だけに学内研究費の配分を行う。
公的研究費使用に関するルールの理解度が低い	研究費執行マニュアルを毎年更新・発行する。マニュアルはホームページに掲載及び印刷配布を行うことで、研究者が利用しやすいようにする。 マニュアル内では研究費を使用できる事象の範囲等を明確に定める。

3. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	防止計画
立替払いを利用できる範囲が、規程と実態で乖離している	現行の規程と実態を検証し、実態に則した規定の改訂と運用を行う。
出張の事実確認が不十分である	出張申請様式の改善を図り、出張前における明確な出張計画及び出張後の復命書の提出を徹底させる。
雇用したアルバイト学生等の勤務実態が十分把握されていない	被雇用者への不正防止の協力を仰ぐとともに、勤務状況に関するチェックや面談を行うことで勤務実態の把握に努める。
換金性の高い物品を頻繁に購入しているケースがある	教員研究費によるパソコンの購入台数を制限するルールを定め、運用する。
換金性の高い物品について、適切な管理方法が定められていない	管理簿で管理するほか、該当する物品の移動や廃棄に関するルールを定め、運用する。また、該当する物品が適切に使用、管理されているかチェックを行う。
担当者間で執行ルール、事務処理手順の共有が徹底されていない	業務マニュアルを作成し、担当者間及び後任との間でルールや手順の共有を図る。

4. 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	防止計画
通報窓口、相談窓口の認知度が低い	コンプライアンス教育セッション等で研究者に周知する。

5. モニタリングの在り方

不正発生要因	防止計画
内部監査の実施が徹底されていない	監査室が作成する年間計画に従い監査を実施し、公的研究費の不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、適切に執行手続きが行われているか確認する。